

ボン 53117  
ドイツ連邦金融監督庁  
フーフェルト長官殿

2019年6月7日

**件名：日本国金融庁とドイツ連邦金融監督庁との間の金融機関監督分野における協力に関する交換書簡（Exchange of Letters）**

フーフェルト長官殿

当庁は、日本国金融庁（「FSA」）とドイツ連邦金融監督庁（「BaFin」）間におけるクロスボーダー拠点監督及び監視分野における協力の強化が、双方にとって利益をもたらすと認識している。さらに、金融市場のグローバル化と、金融機関による国際的な活動の活発化に鑑み、当局間での情報交換促進の重要性も認識される。

これらの観点から、本書簡は、それぞれの国の法令に従った双方に有益な方法によるBaFinとの協力強化に関する、FSAの利益を確認するものである。

本交換書簡は、2006年7月にFSA及びBaFin間で交換された書簡に取って替わるものである。

\*\*\*\*\*

1. FSA 及び BaFin（総称して「監督当局」という）は、各自の業務の円滑化と、それぞれの国にクロスボーダー拠点を有する金融機関（以下「金融機関」という）の安全かつ健全な運営促進のための情報共有の枠組みの策定に向けて、次の合意に達した。
2. 監督当局は、それぞれの国におけるクロスボーダー拠点の監督に関して、相互の信頼と理解に基づき、相互に協力する意思を表明する。本書簡はそれ自体法的効力を有さず、監督当局が各自の権限を活用して相互協力し、将来的な協力体制を定める意思を確認する趣旨であり、また、監督当局間の協力、特に情報交換を行うための条件を説明するものである。この点に関して、監督当局は、以下の成果達成に向けた活動を行う意思を有する。
  - a. 各自の管轄下にある金融機関のクロスボーダー拠点の業務が健全に行われるようにすること。
  - b. 本店及び親金融機関が、クロスボーダー拠点の業務に対して適切かつ実効的なコントロールを及ぼすようにすること。
  - c. 各自の継続的な金融機関監督が、連結ベースでクロスボーダー拠点に実効的に及ぼすようにすること、さらに、監督当局が監督業務の実施を相互に援助すること。

## 監督当局の概要

3. FSA は 2000 年に発足し、2001 年の中央省庁再編に伴い、金融庁設置法に基づき内閣府の外局となった。FSA は銀行、証券及び保険分野を担当する統合的な監督官庁で、破綻処理計画を担当する機関の一つである。民間金融機関の検査・監督及び証券取引の監視を担当している。
4. BaFin は、連邦金融監督庁設置法（Gesetz über die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）、ドイツ銀行法（「KWG」）その他の特別法に基づく中央機関として、ドイツにおける銀行（欧州中央銀行（「ECB」）により監督を受けるものを除く）、保険会社及び投資業者の監督を委任されている。BaFin は、連邦財務省の所掌する独立した上級連邦官庁として、連邦行政を直接担っている。また、その独立権能を行使し、さらに単一監督制度（Single Supervisory Mechanism）の枠内で、ドイツ連邦銀行と密接に連携して銀行及び投資業者の監督を行っている。これとの関連において、ドイツ連邦銀行は、特に銀行と投資業者の継続的監視を委任されている。

## 定義

5. 本書簡においては、以下の定義に従う。
  - a. 「監督当局」とは、FSA及びBaFinをいう。
  - b. 「金融機関」とは、監督当局の承認、指定、認定、免許、許可又は登録を受けており、かつ監督当局による監督又は監視下にある機関をいう。
  - c. 「クロスボーダー拠点」とは、金融機関の支店、駐在事務所又は子会社であって、本店又は親金融機関の設立されている国以外で設置され、その国において監督当局による監督を受けており、かつ、連結ベースでの監督を要するものをいう。
  - d. 「国」とは、FSA又はBaFinが法に基づく権限、権能及び／又は管轄権を有している国又はその他の地域をいう。
  - e. 「母国当局」とは、クロスボーダー拠点の本店又は親金融機関が設置されている国の監督当局をいう。
  - f. 「現地当局」とは、クロスボーダー拠点が設置されている国の監督当局をいう。
  - g. 「監督上の重要な問題点」には、以下に関する事項が含まれる。(a) 金融機関の業務が安全かつ健全な方法で行われており、かつ、健全性基準に実質的に適合しているかどうか。(b) 重大な法令違反の兆候がないかどうか。(c) 他方の監督当局の国において金融機関の財務安定性に重大な悪影響を及ぼす事由。ここでいう「監督上の重要な問題点」とは、クロスボーダー拠点の活動に起因する問題点も含む。
  - h. 「被要請当局」とは、本書簡に基づく要請を受けた方の監督当局をいう。

---

<sup>1</sup> 2013 年 10 月 15 日欧州理事会規則(EU)1024/2013（信用機関の健全性監督方針に関して欧州中央銀行に特定の業務を委任する規則）（欧州連合官報法令シリーズ 287、2013 年 10 月 29 日、63 頁）

重要性の高い信用機関及び重要性の低い信用機関のリストは、ECB ウェブサイトにて公表されている。  
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/who/html/index.en.html>

- i. 「要請当局」とは、本書簡に基づく要請を行った方の監督当局をいう。

## 適用範囲及び一般原則

6. 本書簡は、両監督当局の意思表示であって、法的拘束力のある義務を生じさせるものではなく、また、国内法に優先するものでもない。本書簡は、IOSCO 多国間覚書（「MMoU」）、IAIS 覚書をはじめとする既存の取り決めに補完する趣旨であり、これらを変更するものではない。
7. 両監督当局は、本書簡の枠組み内において、それぞれ相手方監督当局に対して、金融機関の安全かつ健全な業務運営を促進するために最大限の支援を提供する。
8. 両監督当局は、相互支援及び情報交換が重要かつ望ましいものであることを認識する。情報については、開示制限等の適用法令に従い、合理的な範囲で共有する。また、本書簡に定める事項又はこれに基づく情報要請は、国家安全保障上の理由がある場合、又は開示により継続中の調査が妨げられる場合にはこれを拒否することができる。被要請当局は、支援要請を拒否する場合、又は国内法上支援が不可能な場合には、支援を提供しない理由を示すこととする。
9. 支援要請は書面にて行う。但し、迅速な手続の必要性があると監督当局が判断する場合には、要請はいかなる形式によっても行うことができ、この場合には英語の書面による事後の確認を要する。要請には、その緊急度又は希望する回答期限を記載する。回答においては、記載された情報の機密性を表示する。

## 情報の共有

10. 情報共有には、許認可手続期間中のコンタクト、金融機関の継続的活動の監督におけるコンタクト、また、問題のある機関の取扱いに関連するコンタクトが含まれる。
11. 許認可手続及び持分取得承認手続に関連して、母国当局及び現地当局は、要請に応じ、法令上許容される範囲内で、以下の方法により協力を行う。
  - a. 現地当局は、現地国における事業所開設又は持分取得の承認申請があった場合には遅滞なく母国当局に通知する。
  - b. 母国当局は、現地当局に対して、申請人である金融機関が適用法令に実質的に適合しているかどうか、また、その経営体制及び内部管理体制からみてクロスボーダー拠点の適切な管理が期待できるかどうかを知らせる。また、母国当局は、現地当局に対して、その要請に応じ、申請機関から提出された情報の照合又は補足を支援する。
  - c. 母国当局は、現地当局に対して、自国の規制制度の内容と、申請機関に対して及ぼす連結的又はグループ単位での監督の範囲を知らせる。同様に、現地当局は、母国当局に対して、自国の規制制度の内容と、申請機関のクロスボーダー拠点に対して及ぼす監督の範囲を知らせる。
  - d. 母国当局及び現地当局は、クロスボーダー拠点の管理責任者に就任する者の適性及び妥当性に関する情報を共有する。
12. 各監督当局は、クロスボーダー拠点の継続的監督に関して、以下のことを実施する。

- a. 他方の監督当局に対して、クロスボーダー拠点の業務に関する重要な状況又は監督上の懸念について、関連情報を提供すること。
  - b. 各自の規制制度に関して情報提供の要請があればこれに対応すること、また、他方の監督当局に対して重要な改正（特にクロスボーダー拠点の活動に重大な影響を及ぼすもの）を知らせること。
  - c. 他方の監督当局に対して、クロスボーダー拠点に対する重要な行政罰その他の法執行措置を知らせること。適用法令の範囲内で可能な限り事前通知を行う。さらに、クロスボーダー拠点に対して監督上の是正措置が行われる場合には、両監督当局は必要に応じて協力する。
  - d. 監督上の重要な問題点に対処するための是正処分案を、処分を行う前に又は状況に応じて事後に可及的速やかに、他方の監督当局に知らせること。
  - e. その他、監督業務への協力に必要な関連情報の提供を支援すること。
13. 両監督当局は、日本又はドイツの金融機関が深刻な財務状態に陥っており、それが本国における当該金融機関の運営に重大な悪影響を及ぼすおそれがある場合に、上記措置の実施に際しての密接な連携が双方に有益であることを認識する。両監督当局は、母国当局が当該金融機関の経営悪化の解消と信頼回復のために行っている措置の状況などのあらゆる関連要因を考慮に入れ、個別具体的な状況に応じた適切な情報を提供するように努力する。
14. 両監督当局は、一方の国で登録された者又は機関による、他方の国で登録された金融機関の株式（持分）取得に対する許可（承認）の付与決定手続に協力し、また、情報を共有するよう努力する。ここでいう「取得」とは、日本又はドイツにおいて登録されている金融機関の資本参加持分の取得であって、国内法に基づき監督官庁の事前の許可（承認）を要する金額のものをいう。
15. 情報要請は原則として英語の書面にて行う。但し、迅速な対応が必要な場合には、要請は口頭を含むいかなる形式によっても行うことができ、この場合には事後に書面で確認する。要請を受けた側の監督当局は、可及的速やかに情報を提供するように努力する。
16. BaFin は、FSA から受領した情報を、KWG（銀行法）第7条に定めるドイツの認可機関（**Authorised Institution**）に対する監督の国内的管掌を配慮しつつ、クロスボーダー拠点監督に関するドイツ連邦銀行の管轄範囲において、ドイツ連邦銀行に提供する。但し、ドイツ連邦銀行が当該情報を秘密保持すること、また、FSA の事前の書面同意なき第三者への開示又はその他本協力覚書（**Letter for Cooperation**）に反する開示をしないことを条件とする。本協力覚書第22項の規定にもかかわらず、FSA は、BaFin に対して、かかる情報共有の制限を要求することができる。

## 欧州中央銀行の役割

17. 2014年11月から、欧州中央銀行（以下「ECB」）にユーロゾーンの大手機関の監督が移管されている。対応するEU規則（468/2014号及び1024/2014号）の規定に従い、BaFin は、FSA から受領した特定の情報を、クロスボーダー拠点監督に対する

ECB の管轄範囲において、ECB に提供する。但し、ECB が当該情報を秘密保持すること、また、FSA の事前の書面同意なき第三者への開示又はその他本協力覚書（Letter for Cooperation）に反する開示をしないことを条件とする。本協力覚書第 22 項の規定にもかかわらず、FSA は、BaFin に対して、かかる情報共有の制限を要求することができる。

## 実地調査

18. 両監督当局は、現地国のクロスボーダー拠点の実地調査の相互支援には、協力が特に有益であることを認識する。母国当局は、実地調査の要否を決定する前に、現地当局に関連情報の作成を要請することができる。
19. 母国当局は、クロスボーダー拠点を実地調査する場合、又は第三者（監査人／公認会計士、又はドイツ連邦銀行）を選任して代理で実地調査を行わせる場合には、その予定を現地当局に通知し、実地調査の目的及び範囲を伝える。現地当局は、実地調査が通常の監督その他の業務の妨げとならない限り、母国当局の実地調査を許可する。現地当局は、後者の場合にはその理由を説明する。実地調査は、両監督当局の相互確認に基づき、母国当局若しくはその指名する第三者のみで、又は現地当局が同行して行うことができる。実地調査の終了後、調査を行ったチーム及び現地当局との間で意見交換を行う。

## 危機管理

20. 危機管理に関する国際協力に関しては、以下の通りとする。
  - a. 母国当局及び現地当局は、危機の影響を受けるクロスボーダー拠点及びその本店又は親金融機関に関して、危機管理のための国際協力の過程で想定される問題点及び障害について共同で検討し、解決策を模索することができる。
  - b. 母国当局及び現地当局は、他方の監督当局からの要請があれば、特定のクロスボーダー拠点及びその本店又は親金融機関に関して定められた危機管理措置を、可能かつ適切な範囲で、適時に知らせることができる。

## 交換情報の取扱い

21. 情報受領側の当局は、受領された監督情報に関しては、金融機関に対して必要な処分を行うなどの合法的な監督目的に限定して使用する。受領された情報は、裁判所又は裁判官により行われる刑事手続には、刑事裁判の証拠としての利用を含め、利用してはならない。そのような利用が必要となる場合には、国際捜査共助に関する法令に定める手続に従って要請を行わなければならない。
22. 両監督当局は、それぞれの国の法令により許容される範囲内で、受領した監督情報を秘密保持することとし、また、他方の監督当局の事前同意なくこれを開示してはならない。いずれかの監督当局が、他方の監督当局から受領した秘密情報を法令上開示する必要がある場合には、両監督当局は、開示前に他方の監督当局と相談する。情報提供側の監督当局が開示に異議を述べる場合、他方の監督当局は、当該情報が開示されないようにするため最大限の努力を払う。

23. 本書に署名する監督当局（Signatory Authorities）は、本書簡（EoL）の条件に基づき、他方の監督当局から受領した情報に含まれるもの等の個人情報を適用法令に従って取り扱うことを表明し、これを了解する。

24. 上記に定める条件は、公知の情報には適用されない。

## 疑わしい活動

25. 両監督当局は、監督業務の実施過程でクロスボーダー拠点の疑わしい活動又は金融取引を把握した場合には、緊密に協力することとする。本書簡において、疑わしい活動には、マネーロンダリング、テロ資金提供、無許可の銀行業務等があるが、これらに限られない。かかる協力は、当該情報の共有に適用される国内法令に従う。

## 継続的な調整

26. 両監督当局は、参考情報収集のための視察を通じて相互の協力を促進する。また、両監督当局は、両国における健全な監督実務の強化を図るため、他方の監督当局による情報提供と支援を職員研修に活用することが可能な分野を模索する。

27. 両監督当局は、それぞれの国にクロスボーダー拠点を置く金融機関に関する問題点を協議し、また、協力体制の実効性を検証するため、適切な頻度で会合を開く。

## 修正及び有効期間

28. 本書簡は期限の定めなく有効とする。但し、両監督当局の相互合意に基づき変更することができ、また、一方の監督当局が書面で 30 日前までに通知することにより本書簡に基づく協力を終了することができる。終了後であっても、終了前に本書簡に基づき提供された情報については、引き続き秘密事項が適用される。

29. 本書簡の改訂又は修正は、両監督当局により書面で承認されない限り、効力を生じない。

\*\*\*\*\*

本書簡に基づく協力強化が、FSA と BaFin 双方にとって有益な関係の樹立につながると確信している。

日本国金融庁

日付：2019年6月7日

---

遠藤俊英  
長官